

多賀城市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月23日

多賀城市監査委員

菅野昌治

根本朝栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対 象	監査実施		講 評	
	期 日	開始時刻	期 日	開始時刻
地域コミュニティ課	4月7日(月)	9:00	4月23日(水)	11:00
管 財 課	4月8日(火)	9:00		
交通防災課	4月9日(水)	9:00		
総 務 課	4月10日(木)	9:00		

3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成25年度の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成26年4月実施定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正であったが、非常勤職員の時間外勤務命令簿の取扱いに一部不適切なものが見受けられた。

なお、監査結果の詳細については、以下のとおりである。

対 象	地域コミュニティ課
実 施 日	平成26年4月7日(月)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 非常勤職員に対する時間外勤務命令簿関係 ・ 1日の勤務時間が7時間45分を超える時間外勤務について 100/100 の区分で支給しているもの (正しくは 125/100) <p style="text-align: right;">2件 ※訂正報告確認済み</p>
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 地区集会所建設事業補助金関係 ・ 規則に定めた収支決算書の提出がないもの 2件 (2) 行政財産使用料関係 ・ 電柱(更新)の用地使用料納入期限設定日の誤り 1件 (3) 出勤簿関係 ・ 押印なし 1件

平成26年4月実施定期監査結果

対 象	管財課
実 施 日	平成26年4月8日(火)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 行政財産使用料関係 ・自動販売機設置にかかる用地使用料について、相手方の納付書紛失により、納期限より大幅に遅れて収納されたもの 1件 (2) 時間外勤務命令簿関係 ・所属長印なし 1件 (3) 出勤簿関係 ・押印なし 5件

対 象	交通防災課
実 施 日	平成26年4月9日(水)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 歳入調定関係 ・平成25年8月1日付けで交付決定通知のあった石油貯蔵施設立地対策交付金について、調定の処理をしていなかったもの <div style="text-align: right;">1件 ※処理報告確認済み</div> (2) 備品関係 ・不用となった備品（アナログ無線機）について廃棄の手続きをしていなかったもの <div style="text-align: right;">1件</div>

